

名称：「ヨーグルトン」事件

無効審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 22 年(行ケ)10215 号 判決日：平成 22 年 11 月 30 日

判決：請求棄却（審決認容）

商標法 4 条 1 項 11 号、16 号 キーワード：商標の類似、取引実情

[概要] 原告が有する商標登録「ハーブヨーグルトン」（標準文字）について、被告が有する商標登録「ヨーグルトン」（標準文字）に基づく商標登録の無効審判を請求し、特許庁がこれを認容する審決をし、原告の商標登録は被告の登録商標には類似するとして、原告の商標登録が無効であるとの審決が維持された。

指定商品：「食肉、卵、食用魚介類（生きているものを除く。）、冷凍果実、肉製品、加工水産物、加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物、豆、食用たんぱく」

[争点] ①商標法 4 条 1 項 11 号該当性判断の誤り。②本件無効審判請求の不当性。

[裁判所の判断] ①争点 1：本件商標からは、「ハーブヨーグルトン」の称呼及び外観が生じる。一方、本件商標は、一連に記載されているので、何を意味するか不明であり、仮に「ハーブ」部分と「ヨーグルトン」部分とを分けて理解したとしても、全体として、固有の意味は生じない。引用商標からは、「ヨーグルトン」の称呼及び外観が生じる。「ヨーグルトン」は、格別の観念を生じることのない造語であると理解する。したがって、「ヨーグルトン」の語の識別力は、決して弱いものとはいえない、むしろ強く保護されてしかるべきである。

本件商標と引用商標を対比すると、「ヨーグルトン」部分において共通する。引用商標「ヨーグルトン」は、造語であることから、指定商品の取引にあたっては、強く認識され、記憶される称呼である。引用商標は、称呼の観点からも、出所識別力は強い。これに対し、本件商標中の「ハーブ」は、付加的な表示と理解され、さほど重視されることはないから、両商標は、称呼及び外観において類似するということができ、両商標とも特定の観念を生じることはないから、観念における相違ではなく、両商標は、全体として類似すると解すべきである。

原告は、豚の飼育方法があることは周知であり、「ヨーグルトン」の語は、「ヨーグルト、或いは、ヨーグルト状の発酵飼料を用いて育成した豚」という観念を生じさせ、「ヨーグルトン」部分の識別力は弱いと主張する。しかし、出願時及び査定時において、「ヨーグルトン」の語について、発酵リキッドフィーディングを用いて飼育した豚であると広く理解されていたことを認めることはできない。本件商標の「ヨーグルトン」部分は、発酵リキッドフィーディングを用いて飼育した豚を指す普通名詞であるから、特徴的な部分ではなく、本件商標の「ハーブ」部分のみが特徴的な部分であるとの原告の主張は採用できない。

②争点 2：原告は、「引用商標は、商標法 3 条 1 項 3 号にいう品質を表示する標章に当たるものであること、出願時に他人の業務に係る商品と混同を生じるおそれのある商標として、本来、商標法 4 条 1 項 15 号の規定により、商標権を取得できなかったもの」と主張する。上記主張は、本件無効審判の手続において審理の対象とされなかった事項である。のみならず、①引用商標「ヨーグルトン」は格別の観念を生じない造語であり、品質を表示する標章とはいえない、②無効審判請求の除斥期間が経過した後に、自己の有する登録商標を引用商標として、商標法 4 条 1 項 11 号の無効審判請求を行うことが不当であるとする根拠はない。

[コメント]：審査経過を見ると、意見書により拒絶理由を解消している。登録後には異議申し立てがあるが権利維持されている。異議の判断と無効審判での判断との対比は行っていないが、判決では、類似の判断に、一連の標章「ハーブヨーグルトン」における「ヨーグルトン」の造語が、取引にあたって重視判断されている。

[議論事項] 研究会で出された議論、意見